

群馬県市町村職員年金者連盟支部旅行等助成金交付規程

（目 的）

第1条 この規程は、群馬県市町村職員年金者連盟支部が開催する旅行及び本連盟が企画する旅行（以下「旅行等」という。）に会員が参加した場合における助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（旅行等の範囲）

第2条 旅行等の範囲は、次のとおりとする。

- 一 支部が会員を対象に親睦と融和を目的として開催した旅行
- 二 本連盟が企画又は斡旋する海外及び国内旅行

（助成金額）

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- 一 前条第1号の場合、当該年度中に開催した旅行のうち、最も参加会員数の多い旅行を基準に参加会員1人につき700円とする。ただし、その額が10,000円に満たないときは、10,000円とする。
- 二 前条第2号の場合、当該年度中1人1回とし、毎年度予算に定める額とする。

（助成金の申請）

第4条 助成金の申請は、次のとおりとする。

- 一 支部長は、第2条第1号に規定する旅行を開催した場合には、速やかに支部旅行助成金交付申請書（別紙様式第1号）に必要な事項を記入し、参加会員名簿を添付のうえ、会長に申請するものとする。
- 二 会員が同条第2号に規定する旅行に参加した場合には、当該旅行参加申込書により申請に代えるものとする。

（助成金の交付）

第5条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査のうえ第3条第1号により算出した助成金額を支部指定金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、同条第2号に規定する助成金を交付する場合には、旅行終了後本人の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（その他）

第6条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年5月23日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号

令和 年 月 日

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

群馬県市町村職員年金者連盟 支部
支 部 長

支部旅行助成金交付申請書

支 部 名	群馬県市町村職員年金者連盟 支部		
旅 行 名			
実施年月日	年 月 日	参加者数	人 (別紙名簿のとおり)
実施内容			

(注) 名簿は必ず氏名及び生年月日を記載したものを添付してください。